

大間原子力発電所建設段階における事故等発生時の公表について

公表区分			事象の内容	公表方法	
区分	事象の概要	公表		プレス発表	ホームページ
I	建設現場で起こりうる重大事故等	夜間、休祭日を問わず公表	<ul style="list-style-type: none"> ・重大人身災害(死亡事故、またはこれに準ずる重傷事故が発生した場合) ・火災の発生(緊急車両(サイレン有りの消防車)が入構する場合) ・有害物質等の構外漏えい(有害物質の構外への流出、またはそのおそれがある場合/油の海上への漏えい、またはそのおそれがある場合) ・電気関係報告規則第3条対象(感電死傷事故、電気火災事故、供給支障を発生させた事故) ・船舶事故(作業船舶の重大な事故が発生した場合) 	◎	◎
II (*)	—	休祭日を問わず公表、夜間の場合は翌朝準備が整い次第公表	—		—
III	社会的に影響の大きい事象/近隣地域の方々の関心事象	III A 平日、準備が整い次第公表	<ul style="list-style-type: none"> ・品質保証に関し、社会的に影響を与える事象(品質保証の要求事項に対する重大な不適合事象が発生した場合/建設工程へ大きな影響を与える不適合事象が発生した場合) ・法令に関する重大な事象の発生(消防法、労働安全衛生法、環境条例) ・施設への破壊行為(大間計画の妨害を目的とした施設への破壊行為があった場合(軽微なものは除く)) 	準備が整い次第	準備が整い次第
		III B 平日、定期的にまとめて公表	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中の負傷等(現場作業中、負傷、病気の発生により病院へ搬送した場合) ・火災の発生(緊急車両(サイレン有りの消防車)以外での入構があった場合) ・有害物質の漏えい等(有害物質、油等が構内に漏えいし、消防署へ出動要請した場合/構外へ影響したと思われる異音、煙、異臭等が発生した場合) ・自然災害の発生(自然災害が発生した場合) ・船舶事故(作業船舶に不具合が発生し、海上保安部に連絡した場合(船上の付属設備は除く)) ・業務中の交通事故(業務中、交通事故が発生した場合(軽度な事故は除く)) 	—	□
備考			◎: 夜間・休祭日を問わず実施 □: 定期的に実施		

(*)区分 II については、燃料装荷以降に設定予定